

(配偶者による使用)  
第千三十八条 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならぬ。  
2 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。  
3 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者短期居住権を消滅させることができる。

(配偶者短期居住権の消滅)  
第千三十九条 配偶者が居住建物に係る配偶者短期居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。  
(居住建物の返還等)  
第千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。  
(使用貸借等の規定の準用)  
第千四十一条 第五百九十七条第三項、第六百条、第六百六十六条の二、第千三十二条第二項、第千三十三条及び第千三十四条の規定は、配偶者短期居住権について準用する。  
(家事事件手続法の一部改正)

第三条 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八節 遺留分に関する審判事件（第二百六十六条）」を「第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件（第二百六十六条）」に改める。

判事事件（第二百六十六条）  
判事事件（第二百六十六条の二）第二百六十六条の五」に改める。  
第三条の十一第一項中「十四の項」を「十五の項」に改め、同条第四項中「同じ。」の下に「及び特別の寄与に関する処分の審判事件（同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百六十六条の二において同じ。）」を加える。  
第三条の十四中「審判事件」の下に「又は特別の寄与に関する処分の審判事件」を加える。  
第二百条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権（民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。）を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

第二百十五條第一項中「相続人の利益」を「遺言の内容の実現」に改める。  
第二百十六條第一項第一号中「算定する」の下に「ための財産の価額を定める」を加える。  
第二編第二章第十八節の次に次の一節を加える。

第十八節の二 特別の寄与に関する審判事件

(管轄)  
第二百十六條の二 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(給付命令)  
第二百十六條の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。  
第二百十六條の四 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方  
二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人  
(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)  
第二百十六條の五 家庭裁判所（第五百五條第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、特別の寄与に関する処分についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は申立人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別の寄与に関する処分の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第二百三十三條第一項中「別表第二の十五の項」を「別表第二の十六の項」に改める。  
第二百四十條第二項中「別表第二の十六の項」を「別表第二の十七の項」に改める。  
別表第一の百九の項中「算定する」の下に「ための財産の価額を定める」を加え、第千二十九條第二項を「第千四十三條第二項」に改める。  
別表第一の百十の項中「第千四十三條第一項」を「第千四十九條第一項」に改める。  
別表第二の生活保護法等の部中十六の項を十七の項とし、同表の厚生年金保険法の部中十五の項を十六の項とし、同表の遺産の分割の部の次に次の一部を加える。

|       |             |
|-------|-------------|
| 特別の寄与 | 民法第千五十條第二項  |
| 十五    | 特別の寄与に関する処分 |

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三十條及び第三十一條の規定 公布の日
- 二 第一条中民法第九百六十八條、第九百七十條第二項及び第九百八十二條の改正規定並びに附則第六條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
- 三 第一条中民法第九百九十八條、第千條及び第千二十五條ただし書の改正規定並びに附則第七條及び第九條の規定 民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日
- 四 第二条並びに附則第十條、第十三條、第十四條、第十七條、第十八條及び第二十三條から第二十六條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 五 第三条中家事事件手続法第三條の十一及び第三條の十四の改正規定並びに附則第一条第一項の規定 人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(共同相続における権利の承継の對抗要件に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第八百九十九條の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

(夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与に関する経過措置)  
第四条 新民法第九百三條第四項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。